

2022年3月2日更新

(文部科学省文化審議会に係る回答内容の訂正による)

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

2021年12月

内閣府男女共同参画局

調査の目的

(1) 国の審議会等における女性の参画拡大の目標

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定。以下「5次計画」という。）では、国の審議会等委員^{注1}及び専門委員等^{注2}に占める女性の割合について、2025年までに40%以上、60%以下とする成果目標を設定している^{注3}。

（注1）国の審議会等委員とは、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づき、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関の委員をいう。

（注2）専門委員等とは、専門委員、臨時委員及び特別委員を指す。委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

（注3）第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定。以下「4次計画」という。）では、委員については5次計画と同水準の40%以上、60%以下とする目標を定めるとともに、専門委員等については2020年までに30%とする成果目標を設定していた。

(2) 国の審議会等における女性の参画拡大への取組

5次計画では、国の審議会等委員等の女性の参画拡大に向けた具体的な取組として、「各審議会の女性委員の人数・比率について定期的に調査・分析・公表を行うとともに、女性委員登用が進んでいない場合には、その要因等について各府省等で分析した結果を公表する」こと及び関係府省が「審議会等委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦^{注4}による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する」こととしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、今年度から調査・公表を年2回に増やすこととしており、2021年9月30日現在で実施した本調査は、本年度第1回目の調査に当たる。

（注4）団体推薦とは、根拠法令等の委員資格等に関する規定に、「（団体等）の会長の推薦する者」と明記されているもの、及び団体に委員の推薦を依頼し、推薦されたものを委員とするものをいう。

なお、職務指定とは、根拠法令等の委員資格等に関する規定に、職名が定められているもの並びに特定の職に就任している者の任命が慣例化しているものをいう。

調査対象

127の国の審議会等。

ただし、調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。

調査結果の概要

委員 1,885 人のうち女性は 798 人、女性の占める割合は 42.3%であり、5次計画における成果目標である 40%以上、60%以下は、全体としては達成されている。

また、専門委員等 7,661 人のうち女性は 2,477 人、女性の占める割合は 32.3%であり、成果目標である 40%以上、60%以下は調査時点においては達成されていない状況である。（表 1）

なお、調査時点において、全ての審議会等で女性の委員が任命されているが、女性の専門委員等が任命されていない審議会等が 2 ある。

表 1 委員等に占める女性の割合

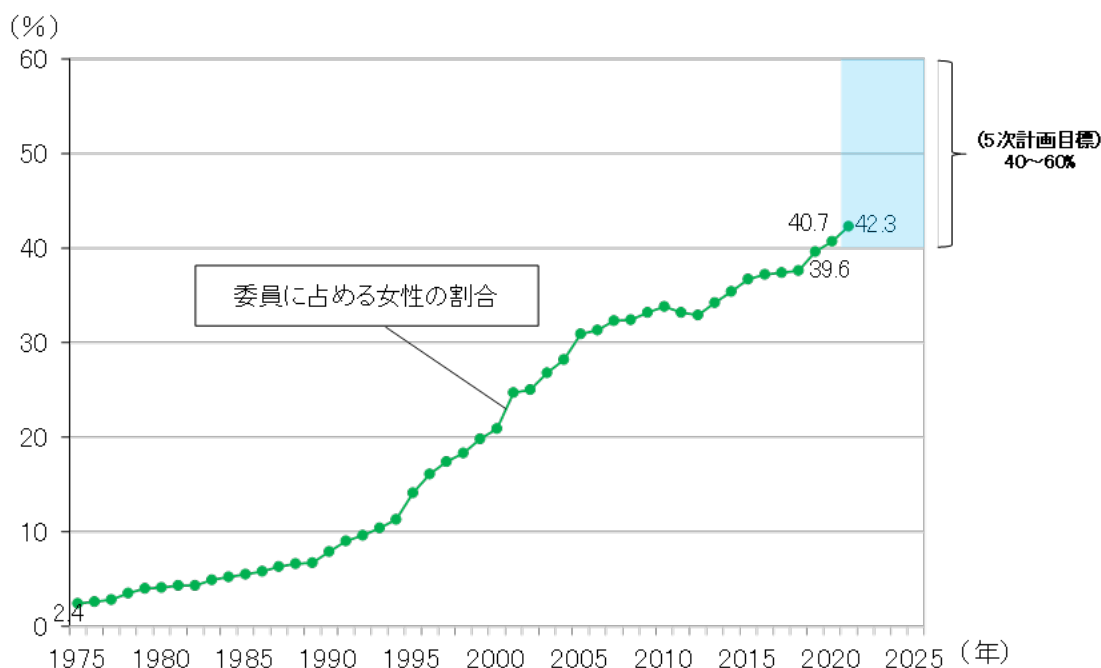
項 目	調査結果 (2021 年 9 月 30 日現在)	成果目標（期限）
国の審議会等委員に占める女性の割合	42.3%	40%以上、60%以下 (2025 年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	32.3%	40%以上、60%以下 (2025 年)

1. 委員について

(1) 委員に占める女性の割合について

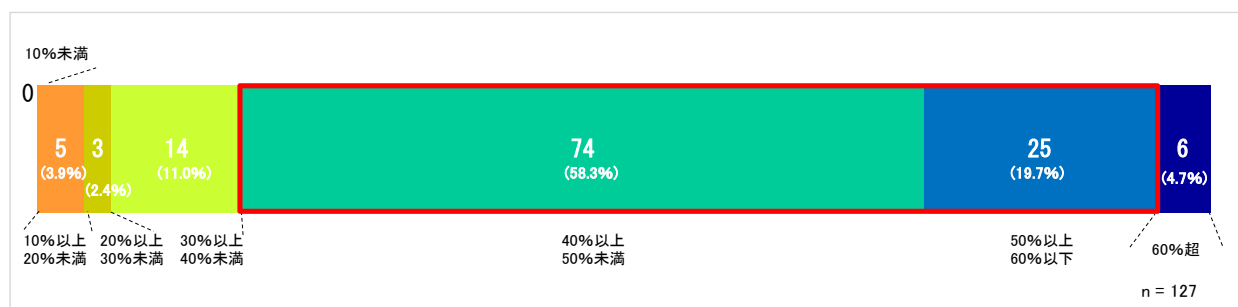
① 委員 1,885 人のうち女性は 798 人で、女性の占める割合は、昨年度調査に続き 40% を超え、42.3% となった。これは、1975 年の調査開始以降の最高値である。(図 1)

図 1 委員に占める女性の割合の推移



② 審議会等 127 のうち、委員に占める女性の割合が 40% 未満の審議会等は 22 であり、その割合は 17.3% である。(図 2)

図 2 委員に占める女性の割合ごとの審議会等の数



(2) 府省庁別にみた女性の割合

- ① 府省庁別で見ると、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省及び農林水産省では、所管する全ての審議会等で委員に占める女性の割合が40%を超えている。(表2)

表2 府省庁別「委員に占める女性の割合が40%未満」の審議会等数及び割合

府省庁	審議会等の数	委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等	
		数	割合(%)
内 閣 府	17	5	29.4
金 融 庁	6	1	16.7
消 費 者 庁	2	0	0.0
総 務 省	14	1	7.1
法 務 省	6	3	50.0
外 務 省	1	0	0.0
財 務 省	4	0	0.0
文 部 科 学 省	10	0	0.0
厚 生 労 働 省	22	3	13.6
農 林 水 産 省	8	0	0.0
経 済 産 業 省	12	1	8.3
国 土 交 通 省	12	3	25.0
環 境 省	9	4	44.4
防 衛 省	4	1	25.0
合計	127	22	17.3

- ② 委員に占める女性の割合が高い府省庁を順にみると、消費者庁（53.8%）、文部科学省（45.0%）、金融庁（44.4%）、内閣府（44.3%）となっている。（表3）

表3 府省庁別委員に占める女性の割合

府省庁	審議会等の数		委員数			
		女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	(参考)2020年女性の割合(%)
内閣府	17	17	192	85	44.3	40.9
金融庁	6	6	63	28	44.4	41.9
消費者庁	2	2	26	14	53.8	53.8
総務省	14	14	147	64	43.5	43.5
法務省	6	6	63	21	33.3	32.3
外務省	1	1	7	3	42.9	42.9
財務省	4	4	99	43	43.4	42.4
文部科学省	10	10	229	103	45.0	42.8
厚生労働省	22	22	405	170	42.0	41.6
農林水産省	8	8	140	60	42.9	42.5
経済産業省	12	12	145	60	41.4	40.5
国土交通省	12	12	200	80	40.0	39.4
環境省	9	9	134	54	40.3	29.3
防衛省	4	4	35	13	37.1	37.1
合計	127	127	1,885	798	42.3	40.7

(参考)復興庁	1	1	15	6	40.0	33.3
---------	---	---	----	---	------	------

(注) 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

(3) 審議会等別にみた女性の割合

審議会等別にみた女性の割合は表4のとおりである。昨年9月30日時点では、女性委員が任命されていない審議会等が2あったが、本年度調査時点では全ての審議会等で女性の委員が任命されている。

表4 審議会等別委員に占める女性の割合

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
内閣府 (17)	宇宙政策委員会	9	3	33.3
	民間資金等活用事業推進委員会	9	4	44.4
	日本医療研究開発機構審議会	8	5	62.5
	食品安全委員会	7	4	57.1
	子ども・子育て会議	25	12	48.0
	休眠預金等活用審議会	9	4	44.4
	公文書管理委員会	7	4	57.1
	障害者政策委員会	30	10	33.3
	原子力委員会	3	1	33.3
	衆議院議員選挙区画定審議会	7	3	42.9
	公益認定等委員会	7	4	57.1
	再就職等監視委員会	5	2	40.0
	退職手当審査会	7	4	57.1
	消費者委員会	10	6	60.0
	沖縄振興審議会	20	7	35.0
	規制改革推進会議	10	5	50.0
	税制調査会	19	7	36.8
金融庁 (6)	自動車損害賠償責任保険審議会	13	6	46.2
	金融機能強化審査会	6	3	50.0
	金融審議会	18	8	44.4
	企業会計審議会	13	6	46.2
	証券取引等監視委員会	3	1	33.3
	公認会計士・監査審査会	10	4	40.0
消費者庁 (2)	消費者教育推進会議	19	11	57.9
	消費者安全調査委員会	7	3	42.9
総務省 (14)	独立行政法人評価制度委員会	10	4	40.0
	政策評価審議会	7	3	42.9
	恩給審査会	9	4	44.4
	行政不服審査会	9	4	44.4
	情報公開・個人情報保護審査会	15	7	46.7
	官民競争入札等監理委員会	13	6	46.2
	統計委員会	13	7	53.8
	地方財政審議会	5	2	40.0
	国地方係争処理委員会	5	2	40.0
	情報通信審議会	30	13	43.3
	電気通信紛争処理委員会	5	2	40.0
	電波監理審議会	5	2	40.0
	総務省国立研究開発法人審議会	6	2	33.3
	情報通信行政・郵政行政審議会	15	6	40.0
法務省 (6)	司法試験委員会	7	3	42.9
	検察官適格審査会	11	2	18.2
	中央更生保護審査会	5	2	40.0
	日本司法支援センター評価委員会	10	4	40.0
	法制審議会	19	6	31.6
	検察官・公証人特別任用等審査会	11	4	36.4

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
外務省 (1)	外務人事審議会	7	3	42.9
財務省 (4)	財政制度等審議会	30	12	40.0
	関税・外国為替等審議会	29	13	44.8
	関税等不服審査会	20	10	50.0
	国税審議会	20	8	40.0
文部科学省 (10)	国立大学法人評価委員会	18	8	44.4
	中央教育審議会	29	12	41.4
	教科用図書検定調査審議会	30	13	43.3
	大学設置・学校法人審議会	29	13	44.8
	スポーツ審議会	19	8	42.1
	文化審議会	29	15	51.7
	宗教法人審議会	19	9	47.4
	科学技術・学術審議会	30	13	43.3
	原子力損害賠償紛争審査会	10	4	40.0
	文部科学省国立研究開発法人審議会	16	8	50.0
厚生労働省 (22)	社会保障審議会	27	11	40.7
	厚生科学審議会	30	12	40.0
	労働政策審議会	30	12	40.0
	医道審議会	25	11	44.0
	薬事・食品衛生審議会	30	12	40.0
	がん対策推進協議会	20	8	40.0
	肝炎対策推進協議会	19	8	42.1
	アレルギー疾患対策推進協議会	20	11	55.0
	循環器病対策推進協議会	20	8	40.0
	医薬品等行政評価・監視委員会	9	2	22.2
	中央最低賃金審議会	18	7	38.9
	労働保険審査会	9	6	66.7
	過労死等防止対策推進協議会	20	8	40.0
	成育医療等協議会	20	10	50.0
	旧優生保護法一時金認定審査会	8	5	62.5
	アルコール健康障害対策関係者会議	19	8	42.1
	中央社会保険医療協議会	20	4	20.0
	社会保険審査会	6	3	50.0
	ハンセン病元患者家族補償金認定審査会	5	2	40.0
	厚生労働省国立研究開発法人審議会	15	6	40.0
	疾病・障害認定審査会	25	11	44.0
	援護審査会	10	5	50.0
農林水産省 (8)	農業資材審議会	27	11	40.7
	食料・農業・農村政策審議会	21	10	47.6
	獣医事審議会	20	9	45.0
	農漁業保険審査会	15	6	40.0
	日本農林規格調査会	7	3	42.9
	農林水産省国立研究開発法人審議会	8	4	50.0
	林政審議会	20	8	40.0
	水産政策審議会	22	9	40.9
	消費経済審議会	5	3	60.0
経済産業省 (12)	日本産業標準調査会	29	12	41.4
	計量行政審議会	14	6	42.9
	中央鉱山保安協議会	14	2	14.3
	電力・ガス取引監視等委員会	5	2	40.0
	化学物質審議会	8	5	62.5
	経済産業省国立研究開発法人審議会	9	4	44.4
	調達価格等算定委員会	5	2	40.0
	中小企業政策審議会	17	7	41.2
	工業所有権審議会	12	5	41.7
	総合資源エネルギー調査会	8	4	50.0
	産業構造審議会	19	8	42.1

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
国土交通省 (12)	国土審議会	30	10	33.3
	社会資本整備審議会	30	12	40.0
	交通政策審議会	29	13	44.8
	運輸審議会	6	3	50.0
	中央建設工事紛争審査会	15	6	40.0
	中央建設業審議会	20	8	40.0
	土地鑑定委員会	7	3	42.9
	国土開発幹線自動車道建設会議	9	1	11.1
	中央建築士審査会	10	5	50.0
	奄美群島振興開発審議会	11	4	36.4
	小笠原諸島振興開発審議会	13	7	53.8
	国土交通省国立研究開発法人審議会	20	8	40.0
環境省 (9)	中央環境審議会	30	15	50.0
	環境省国立研究開発法人審議会	7	4	57.1
	公害健康被害補償不服審査会	6	3	50.0
	臨時水保病認定審査会	8	1	12.5
	有明海・八代海等総合調査評価委員会	20	8	40.0
	核燃料安全専門審査会	19	6	31.6
	原子炉安全専門審査会	24	9	37.5
	放射線審議会	14	7	50.0
	原子力規制庁国立研究開発法人審議会	6	1	16.7
防衛省 (4)	防衛施設中央審議会	7	4	57.1
	自衛隊員倫理審査会	5	2	40.0
	防衛人事審議会	16	4	25.0
	防衛調達審議会	7	3	42.9
(参考) 復興庁(1)	復興推進委員会	15	6	40.0

(注1) ()内は、審議会等の数

(注2) 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

(4) 職務指定及び団体推薦の委員の女性の割合について(表5)

- ① 職務指定のある委員がいる審議会等の数は17である。職務指定の委員は77人、そのうち女性は13人で、職務指定の委員に占める女性の割合は16.9%である。
- ② 団体推薦による委員がいる審議会等の数は32である。団体推薦の委員は179人、そのうち女性は58人で、団体推薦の委員に占める女性の割合は32.4%である。
- ③ 審議会等委員全体に占める女性の割合が42.3%であるのに対して、職務指定の委員及び団体推薦の委員に占める女性の割合は、27.7%にとどまっている。

表5 職務指定及び団体推薦の委員の女性の割合

府省庁	審議会等	職務指定			団体推薦			職務指定と団体推薦の計		
		総数 (人)	女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	割合 (%)
内閣府	民間資金等活用事業推進委員会				1	0	0.0	1	0	0.0
	子ども・子育て会議	3	1	33.3	3	1	33.3	6	2	33.3
	障害者政策委員会				23	8	34.8	23	8	34.8
	沖縄復興審議会	2	0	0.0	4	0	0.0	6	0	0.0
	内閣府計	5	1	20.0	31	9	29.0	36	10	27.8
金融庁	自動車損害賠償責任保険審議会				7	2	28.6	7	2	28.6
	金融庁計	0	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6
総務省	地方財政審議会				3	2	66.7	3	2	66.7
	電気通信紛争処理委員会				1	1	100.0	1	1	100.0
	電波監理審議会				1	1	100.0	1	1	100.0
	総務省計	0	0	0.0	5	4	80.0	5	4	80.0
法務省	司法試験委員会	3	1	33.3				3	1	33.3
	検察官適格審査会	9	2	22.2				9	2	22.2
	日本司法支援センター評価委員会	1	0	0.0	4	1	25.0	5	1	20.0
	法制審議会	2	0	0.0	3	0	0.0	5	0	0.0
	検察官・公証人特別任用等審査会	1	0	0.0	4	1	25.0	5	1	20.0
	法務省計	16	3	18.8	11	2	18.2	27	5	18.5
財務省	関税・外国為替等審議会	8	0	0.0				8	0	0.0
	財務省計	8	0	0.0				8	0	0.0
文部科学省	大学設置・学校法人審議会				20	7	35.0	20	7	35.0
	スポーツ審議会				1	0	0.0	1	0	0.0
	文部科学省計	0	0	0.0	21	7	33.3	21	7	33.3
厚生労働省	厚生科学審議会				4	1	25.0	4	1	25.0
	医道審議会	2	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
	薬事・食品衛生審議会				2	0	0.0	2	0	0.0
	がん対策推進協議会				1	0	0.0	1	0	0.0
	肝炎対策推進協議会				12	7	58.3	12	7	58.3
	アレルギー疾患対策推進協議会				10	3	30.0	10	3	30.0
	循環器病対策推進協議会				9	3	33.3	9	3	33.3
	医薬品等行政評価・監視委員会				8	2	25.0	8	2	25.0
	中央最低賃金審議会				12	4	33.3	12	4	33.3
	過労死等防止対策推進協議会				12	6	50.0	12	6	50.0
	成育医療等協議会				6	2	33.3	6	2	33.3
	アルコール健康障害対策関係者会議				1	0	0.0	1	0	0.0
	ハンセン病患者家族補償金認定審査会				2	2	100.0	2	2	100.0
	疾病・障害認定審査会				1	0	0.0	1	0	0.0
	厚生労働省計	2	0	0.0	81	30	37.0	83	30	36.1
農林水産省	獣医事審議会	2	0	0.0				2	0	0.0
	農林水産省計	2	0	0.0				2	0	0.0
経済産業省	中央鉱山保安協議会	14	2	14.3				14	2	14.3
	中小企業政策審議会	1	0	0.0	6	0	0.0	7	0	0.0
	工業所有権審議会				5	3	60.0	5	3	60.0
	経済産業省計	15	2	13.3	11	3	27.3	26	5	19.2
国土交通省	国土審議会	10	1	10.0	5	1	20	15	2	13.3
	中央建設業審議会	6	4	66.7	6	0	0.0	12	4	33.3
	国土開発幹線自動車道建設会議	9	1	11.1				9	1	11.1
	奄美群島振興開発審議会	2	0	0.0				2	0	0.0
	小笠原諸島振興開発審議会	2	1	50.0	1	0	0.0	3	1	33.3
	国土交通省計	29	7	24.1	12	1	8.3	41	8	19.5
	総計	77	13	16.9	179	58	32.4	256	71	27.7
(参考) 復興庁	復興推進委員会	3	0	0.0				3	0	0.0

(注) 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

(5) 会長が女性の審議会等について

会長が女性の審議会等の数は 14 であり、昨年度から 7 増え、全体の 11.0%となった。(表 6)

表 6 会長が女性の審議会等

府省庁	審議会等
内閣府	子ども・子育て会議
	公文書管理委員会
消費者庁	消費者教育推進会議
総務省	恩給審査会
財務省	関税・外国為替等審議会
文部科学省	文部科学省国立研究開発法人審議会
厚生労働省	労働保険審査会
農林水産省	農業資材審議会
	農林水産省国立研究開発法人審議会
経済産業省	調達価格等算定委員会
環境省	中央環境審議会
	公害健康被害補償不服審査会
防衛省	自衛隊員倫理審査会
	防衛施設中央審議会

(6) 委員に占める女性の割合が 40%未満の審議会等に係る要因と目標達成に向けた今後の方策

委員に占める女性の割合が 40%に達していない審議会等について、所管府省庁に審議会等ごとにその要因及び目標達成に向けた具体的な方策を聞いた回答は別冊 1 のとおりである。

要因の主な例としては、

- ・ 審議会の所掌分野である特定の政策分野において女性の学識経験者等が少ない。
- ・ 団体推薦や職務指定により任命される委員に女性が少ない。

等が挙げられている。

目標達成に向けた具体的方策の主な例としては、

- ・ 委員として適切な女性を任命できるよう、学会、経済界、関係府省庁等の関係機関と連携し、候補者の情報収集、人材発掘に努める。
- ・ 団体推薦の委員に関し、推薦団体に対し、女性を推薦するよう、協力を要請する。職務指定の委員に関し、女性委員の指名について配慮の申入れを行う。
- ・ 今後の改選の機会を捉え、女性候補者の積極的登用に取り組む。

等があった。

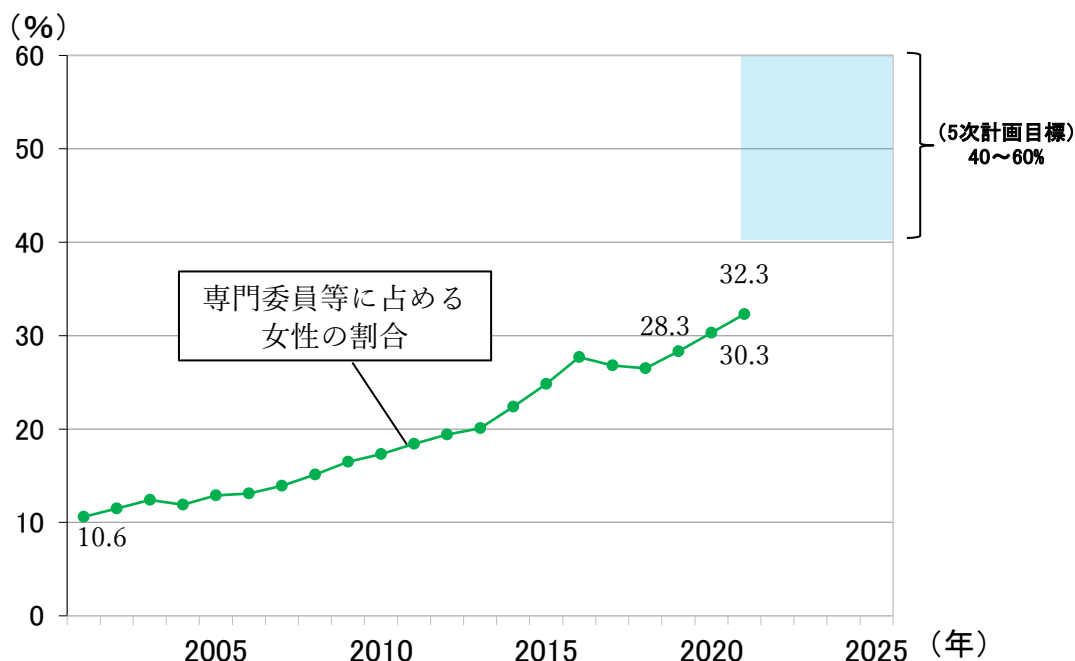
なお、本年 10 月、内閣府から衆議院事務局及び参議院事務局に対し、衆議院議員及び参議院議員からの審議会等の委員等への指名に際して、目標達成に向けた協力の要請を行っている。

2. 専門委員等について

(1) 専門委員等に占める女性の割合について

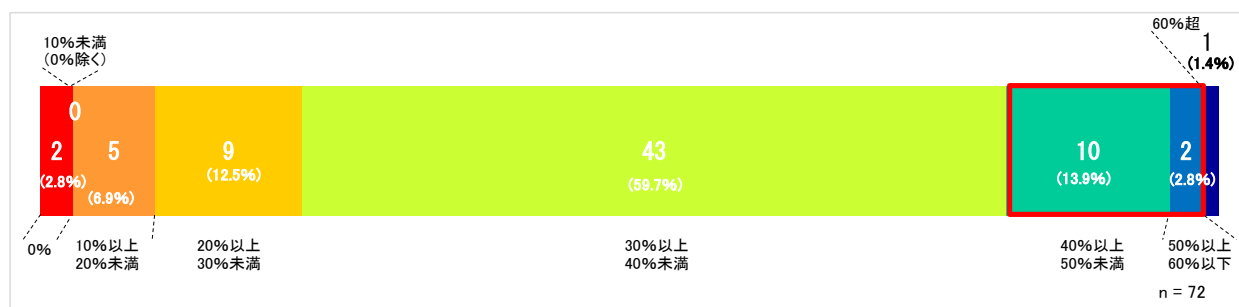
- ① 専門委員等の総数は、7,661人で、うち女性は2,477人であり、その割合は、調査を開始した2001年度以降の最高値である32.3%となった。
(図3)

図3 専門委員等に占める女性の割合の推移



- ② 審議会等127のうち、専門委員等を置いている審議会等は72である。当該審議会等のうち、専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等は59であり、その割合は81.9%である。(図4)

図4 専門委員等に占める女性の割合ごとの審議会等の数



(2) 府省庁別にみた女性の割合

- ① 府省庁別にみると、法務省では、専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等はない。一方、消費者庁、財務省、厚生労働省では、全ての審議会等で専門委員等の割合が40%未満となっている。(表7)

表7 府省庁別「専門委員等に占める女性の割合が40%未満」の
審議会等の数及び割合

府省庁	専門委員等を置いている審議会等数		
	専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等の数	専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等の割合(%)	
内閣府	10	7	70.0
金融庁	3	2	66.7
消費者庁	1	1	100.0
総務省	9	7	77.8
法務省	1	0	0.0
外務省	0	—	—
財務省	2	2	100.0
文部科学省	9	8	88.9
厚生労働省	7	7	100.0
農林水産省	6	4	66.7
経済産業省	10	9	90.0
国土交通省	8	7	87.5
環境省	6	5	83.3
防衛省	0	—	—
合計	72	59	81.9

- ② 専門委員等に占める女性の割合が高い府省庁を順にみると、法務省(40.0%)、消費者庁(39.1%)、財務省(36.4%)、農林水産省(35.7%)、厚生労働省(35.6%)となっている(表8)。

表8 府省庁別専門委員等に占める女性の割合

府省庁	専門委員等を置いている審議会等数		専門委員数等			
		女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	(参考)2020年女性の割合(%)
内閣府	10	10	379	133	35.1	33.6
金融庁	3	2	54	17	31.5	9.8
消費者庁	1	1	69	27	39.1	38.1
総務省	9	9	345	112	32.5	32.7
法務省	1	1	95	38	40.0	27.8
外務省	0	-	-	-	-	-
財務省	2	2	88	32	36.4	33.7
文部科学省	9	9	2,071	677	32.7	30.3
厚生労働省	7	7	1,674	596	35.6	32.5
農林水産省	6	6	322	115	35.7	34.0
経済産業省	10	10	1,085	360	33.2	32.7
国土交通省	8	8	888	278	31.3	30.6
環境省	6	5	591	92	15.6	14.9
防衛省	0	-	-	-	-	-
合計	72	70	7,661	2,477	32.3	30.3

(3) 審議会等別にみた女性の割合について

審議会等別にみた女性の割合は表9のとおりである。有明海・八代海等総合調査評価委員会^{注5}及び自動車損害賠償責任保険審議会^{注6}の2審議会等は、調査時点において、女性の専門委員等が一人もいない。

(注5) 有明海・八代海総合調査評価委員会においては、調査時点で臨時委員の人数は1名であるが、令和3年12月に改選を行って解消となる見込み。

(注6) 自動車損害賠償責任保険審議会においては、次回の改選を令和4年1月に行い、女性比率を40%以上とする予定。

表9 審議会等別専門委員等に占める女性の割合

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
内閣府 (10)	宇宙政策委員会	42	9	21.4
	民間資金等活用事業推進委員会	20	7	35.0
	日本医療研究開発機構審議会	—	—	—
	食品安全委員会	237	87	36.7
	子ども・子育て会議	9	4	44.4
	休眠預金等活用審議会	7	3	42.9
	公文書管理委員会	3	1	33.3
	障害者政策委員会	7	2	28.6
	原子力委員会	—	—	—
	衆議院議員選挙区画定審議会	—	—	—
	公益認定等委員会	—	—	—
	再就職等監視委員会	—	—	—
	退職手当審査会	—	—	—
	消費者委員会	—	—	—
	沖縄振興審議会	6	2	33.3
	規制改革推進会議	25	10	40.0
税制調査会	23	8	34.8	
金融庁 (3)	自動車損害賠償責任保険審議会	5	0	0.0
	金融機能強化審査会	—	—	—
	金融審議会	22	9	40.9
	企業会計審議会	27	8	29.6
	証券取引等監視委員会	—	—	—
	公認会計士・監査審査会	—	—	—
消費者庁 (1)	消費者教育推進会議	—	—	—
	消費者安全調査委員会	69	27	39.1
総務省 (9)	独立行政法人評価制度委員会	7	2	28.6
	政策評価審議会	7	2	28.6
	恩給審査会	—	—	—
	行政不服審査会	—	—	—
	情報公開・個人情報保護審査会	—	—	—
	官民競争入札等監理委員会	18	6	33.3
	統計委員会	21	5	23.8
	地方財政審議会	48	9	18.8
	国地方係争処理委員会	—	—	—
	情報通信審議会	207	73	35.3
	電気通信紛争処理委員会	8	4	50.0
	電波監理審議会	—	—	—
	総務省国立研究開発法人審議会	16	5	31.3
	情報通信行政・郵政行政審議会	13	6	46.2
法務省 (5)	司法試験委員会	—	—	—
	検察官適格審査会	—	—	—
	中央更生保護審査会	—	—	—
	日本司法支援センター評価委員会	—	—	—
	法制審議会	95	38	40.0
	検察官・公証人特別任用等審査会	—	—	—

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
外務省 (1)	外務人事審議会	—	—	—
財務省 (2)	財政制度等審議会	71	26	36.6
	関税・外国為替等審議会	17	6	35.3
	関税等不服審査会	—	—	—
	国税審議会	—	—	—
文部科学省 (9)	国立大学法人評価委員会	59	22	37.3
	中央教育審議会	181	63	34.8
	教科用図書検定調査審議会	243	82	33.7
	大学設置・学校法人審議会	371	164	44.2
	スポーツ審議会	29	10	34.5
	文化審議会	314	110	35.0
	宗教法人審議会	—	—	—
	科学技術・学術審議会	546	173	31.7
	原子力損害賠償紛争審査会	277	35	12.6
文部科学省国立研究開発法人審議会	51	18	35.3	
厚生労働省 (7)	社会保障審議会	391	145	37.1
	厚生科学審議会	290	106	36.6
	労働政策審議会	225	72	32.0
	医道審議会	290	110	37.9
	薬事・食品衛生審議会	412	139	33.7
	がん対策推進協議会	—	—	—
	肝炎対策推進協議会	—	—	—
	アレルギー疾患対策推進協議会	—	—	—
	循環器病対策推進協議会	—	—	—
	医薬品等行政評価・監視委員会	—	—	—
	中央最低賃金審議会	—	—	—
	労働保険審査会	—	—	—
	過労死等防止対策推進協議会	—	—	—
	成育医療等協議会	—	—	—
	旧優生保護法一時金認定審査会	—	—	—
	アルコール健康障害対策関係者会議	—	—	—
	中央社会保険医療協議会	9	3	33.3
	社会保険審査会	—	—	—
	ハンセン病元患者家族補償金認定審査会	—	—	—
	厚生労働省国立研究開発法人審議会	—	—	—
	疾病・障害認定審査会	57	21	36.8
援護審査会	—	—	—	
農林水産省 (6)	農業資材審議会	54	18	33.3
	食料・農業・農村政策審議会	140	51	36.4
	獣医事審議会	66	22	33.3
	農漁業保険審査会	—	—	—
	日本農林規格調査会	13	6	46.2
	農林水産省国立研究開発法人審議会	22	7	31.8
	林政審議会	—	—	—
水産政策審議会	27	11	40.7	

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	割合(%)
経済産業省 (10)	消費経済審議会	10	3	30.0
	日本産業標準調査会	220	81	36.8
	計量行政審議会	20	6	30.0
	中央鉱山保安協議会	—	—	—
	電力・ガス取引監視等委員会	21	6	28.6
	化学物質審議会	16	6	37.5
	経済産業省国立研究開発法人審議会	15	9	60.0
	調達価格等算定委員会	—	—	—
	中小企業政策審議会	47	18	38.3
	工業所有権審議会	22	7	31.8
	総合資源エネルギー調査会	140	42	30.0
	産業構造審議会	574	182	31.7
国土交通省 (8)	国土審議会	188	54	28.7
	社会資本整備審議会	319	105	32.9
	交通政策審議会	189	59	31.2
	運輸審議会	7	3	42.9
	中央建設工事紛争審査会	159	50	31.4
	中央建設業審議会	10	2	20.0
	土地鑑定委員会	13	4	30.8
	国土開発幹線自動車道建設会議	—	—	—
	中央建築士審査会	—	—	—
	奄美群島振興開発審議会	—	—	—
	小笠原諸島振興開発審議会	—	—	—
	国土交通省国立研究開発法人審議会	3	1	33.3
環境省 (5)	中央環境審議会	561	85	15.2
	環境省国立研究開発法人審議会	—	—	—
	公害健康被害補償不服審査会	11	4	36.4
	臨時水俣病認定審査会	2	1	50.0
	有明海・八代海等総合調査評価委員会	1	0	0.0
	核燃料安全専門審査会	8	1	12.5
	原子炉安全専門審査会	8	1	12.5
	放射線審議会	—	—	—
原子力規制庁国立研究開発法人審議会	—	—	—	
防衛省 (0)	防衛施設中央審議会	—	—	—
	自衛隊員倫理審査会	—	—	—
	防衛人事審議会	—	—	—
	防衛調達審議会	—	—	—

(注) () 内は専門委員等を有する審議会等の数

(4) 専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る要因と目標達成に向けた今後の方策

専門委員等に占める女性の割合が40%に達していない審議会等について、所管府省庁に審議会等ごとにその要因及び目標達成に向けた具体的な方策を聞いた回答は別冊2のとおりである。

要因の主な例としては、

- ・ 審議会の所掌分野である特定の政策分野において女性の学識経験者等が少ない。
- ・ 現行の専門委員等は、選任当時の4次計画における成果目標(30%)に基づき選任されている。

等が挙げられている。

目標達成に向けた具体的方策の主な例としては、

- ・ 専門委員等として適切な女性を任命できるよう、学会、経済界、関係府省庁等の関係機関と連携し、候補者の情報収集、人材発掘に努める。
- ・ 女性の推薦を検討するように関係団体等に要請する。
- ・ 今後の改選の機会を捉え、女性候補者の積極的登用に取り組む。
- ・ 同等の専門知識を有する場合は女性を優先的に人選する。

等があった。

別添 1

重要政策会議における議員・委員に占める女性の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第 18 条に基づき内閣府に設置されている 5 つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術・イノベーション会議、③国家戦略特別区域諮問会議、④中央防災会議、⑤男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

2021 年 9 月 30 日現在の重要政策会議における議員等に占める女性の割合は以下のとおりである。議員等に占める女性割合は、中央防災会議を除き、昨年度と変化がないが、専門委員に占める女性の割合は全ての会議で上昇した。

1. 重要政策会議における議員・委員に占める女性の割合

会議名	議員・委員数 (議長・会長を含む)								
	議員・委員数 (議長・会長を含む)			国務大臣等 [※]			有識者等		
	総数	女性	女性の割合	総数	女性	女性の割合	総数	女性	女性の割合
(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	
経済財政諮問会議	11	0	0	7	0	0	4	0	0
総合科学技術・イノベーション会議	15	2	13.3	8	0	0	7	2	28.6
国家戦略特別区域諮問会議	11	1	9.1	6	0	0	5	1	20
中央防災会議	31 (30)	5 (3)	16.1 (10.0)	22 (21)	2 (2)	9.1 (9.5)	9 (9)	3 (1)	33.3 (11.1)
男女共同参画会議	25	9	36	13	2	15.4	12	7	58.3

※内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関（国の行政機関を含む。）の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

(注) 中央防災会議の（ ）内は昨年度の数、他の会議はすべて昨年度と同数。

2. 重要政策会議における専門委員に占める女性の割合

会議名	専門委員数		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の割合 (%)
経済財政諮問会議	12 (9)	3 (1)	25.0 (11.1)
総合科学技術・イノベーション会議	31 (39)	11 (12)	35.5 (30.8)
国家戦略特別区域諮問会議	4 (0)	1 (0)	25 (0.0)
中央防災会議	9 (10)	5 (2)	55.6 (20.0)
男女共同参画会議	16 (18)	10 (11)	62.5 (61.1)

(注) () 内は昨年度の数

別添 2

審議会等における委員等の公募の状況について

前回調査（2020年9月30日）から今回調査までの間に、食品安全委員会、林政審議会、水産政策審議会の3審議会等において委員等の公募が行われた。

1. 審議会等における委員等の公募の状況

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
内閣府	食品安全委員会	専門委員	2	6	3	1	1	2021.3.2～2021.3.31 2021.5.24～ 2021.6.17
農林水産省	林政審議会	委員	2	22	4	2	1	2020.11.9～ 2020.11.30
	水産政策審議会	委員	1	12	0	1	0	2021.6.4～2021.6.18

（注）募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会等において当該意見等の内容を勘案して選考している。

別添 3 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

(図1及び図3のバックデータ)

調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数 (人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
1975年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
1980年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
1985年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
1991年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
1992年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
1993年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
1994年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
1995年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
1996年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
1997年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
1998年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
1999年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
2000年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
2001年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
2002年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
2003年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
2004年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
2005年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
2006年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
2007年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
2008年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
2009年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
2010年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
2011年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4
2012年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	32.9	8,100	1,571	19.4
2013年9月30日	113	110	97.3	1,785	610	34.2	8,006	1,609	20.1
2014年9月30日	120	118	98.3	1,854	656	35.4	8,191	1,835	22.4
2015年9月30日	121	119	98.3	1,798	659	36.7	7,770	1,924	24.8
2016年9月30日	123	120	97.6	1,808	671	37.1	8,299	2,295	27.7
2017年9月30日	123	119	96.7	1,795	672	37.4	7,883	2,111	26.8
2018年9月30日	122	119	97.5	1,805	678	37.6	8,100	2,150	26.5
2019年9月30日	123	121	98.4	1,825	723	39.6	7,824	2,213	28.3
2020年9月30日	127	124	97.6	1,848	753	40.7	7,765	2,356	30.3
2021年9月30日	127	127	100.0	1,885	798	42.3	7,661	2,477	32.3

別冊1 委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る要因と目標達成に向けた今後の方策

別冊2 専門委員等に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る要因と目標達成に向けた今後の方策